

社会福祉法人翔洋会
藤田荘小規模多機能型居宅介護事業所
(介護予防小規模多機能型居宅介護)
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

岡山市指定 第 3390100323 号

目 次

- 1、事業者
- 2、事業所の概要
- 3、事業実施地域及び営業時間
- 4、職員の配置状況
- 5、当事業所が提供するサービスと利用料金
- 6、苦情の受付について
- 7、運営推進会議の設置
- 8、協力医療機関
- 9、非常火災時の対応
- 10、サービス利用にあたっての留意事項
- 11、事故発生時の対応
- 12、緊急時における対応方法
- 13、身体拘束について
- 14、虐待について
- 15、守秘義務について

1、事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人翔洋会
(2) 法人所在地 岡山県岡山市南区彦崎2300番地
(3) 電話番号 (086)362-5050
(4) 代表者氏名 理事長 松山正春
(5) 設立 平成4年9月7日

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
平成19年9月28日指定 岡山指令介護第36号
平成26年10月1日指定 岡山市指令事指第178-2号
- (2) 事業所の名称 藤田荘小規模多機能居宅介護事業所
- (3) 事業所の所在地 岡山市南区藤田2662-2
- (4) 電話番号 086-201-5005
- (5) 管理者氏名 岩崎幸恵
- (6) 開設年月 平成19年10月1日
- (7) 登録定員 **25人以下(介護予防を含む)**
(通いサービス定員 15人以下、宿泊サービス定員 5人以下(緊急時 3人))
- (8) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・整備をご用意しています。
宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	5室	1室あたり8.10㎡
	宿泊区画	3区画	1人あたり7.50㎡以上 × 3
	合計	8床	宿泊区画とは夜間に居室・食堂を区画して宿泊スペースとするものです。
居間・食堂		1室	
台所		1室	
浴室		一般浴室1室、(大浴槽・個別浴槽対応リフト)	
消防設備		スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送、誘導灯、消火器	
その他			

3、事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実施地域 岡山市南区福田・妹尾・興除・藤田・灘崎・芳泉・各中学校区域
- (2) 営業日・営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	基本時間 9:00 ~ 17:00
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	17:00~9:00

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4、職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対する指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1人		事業内容調整・管理・サービスの調整
2. 介護支援専門員	1人以上		計画作成・相談業務
3. 看護職員	1人以上		健康チェック等の医務業務・リハビリ
4. 介護職員	9人以上		日常生活の介護業務

5、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、御契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付の対象となるサービス）
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 （介護保険の給付対象とならないサービス）

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合に応じて利用料金の7～9割が介護保険から給付されます。

ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかに

ついては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

ア、通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です

③ 排泄

- ・利用者の状況に応じ適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定など利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

⑦ 介護予防

・利用者の主体性を重視し、今ある能力を最大限に活用でき、意欲向上につながる様な働きかけを行います。

⑧ 短期利用居宅介護

・指定居宅介護事業所の介護支援専門員が緊急事態と判断し、小規模多機能居宅介護事業所の介護支援専門員が登録定員未満・小規模多機能の提供に支障がないと認めた場合にのみ、7日以内(または、介護する家族の疾病等やむおえない時は14日以内)利用を受入れます。

イ 訪問サービス

利用者宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や身体介助、生活援助を提供すると共に、可能な限り、地域で生活し、自立に向けた生活リハビリ訓練(介護予防)を行います。

訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

☆訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族などからの金銭または高価な物品の授受

③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

⑥本人以外の援助となる行為、最低限の日常生活に必要な事、時間がかかりすぎる事(日常的な家事の範疇を超える行為は行えません)

ウ 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。

下記の料金によって、ご契約者の要介護度の応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

※通常1割の自己負担。但し自己負担割合は介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります

介護度区分	利用料(1割)	利用料(2割)	利用料(3割)	短期(1割)	短期(2割)	短期(3割)
要支援 1	3,509円	7,018円	10,527円	432円	864円	1,296円
要支援 2	7,091円	14,182円	21,273円	540円	1,080円	1,620円
要介護度 1	10,635円	21,270円	31,905円	582円	1,164円	1,746円
要介護度 2	15,631円	31,262円	46,893円	651円	1,302円	1,953円
要介護度 3	22,740円	45,480円	68,220円	721円	1,442円	2,163円
要介護度 4	25,097円	50,194円	75,291円	791円	1,582円	2,373円
要介護度 5	27,672円	55,344円	83,016円	858円	1,716円	2,574円

加算項目	1割負担額	2割負担額	3割負担額
初期加算(30日間)(1日につき)	31円	62円	93円
総合マネジメント体制加算Ⅰ (1ヶ月につき)	1,221円	2,442円	3,663円
サービス提供体制加算Ⅲ (1ヶ月につき)	356円 13円(短期)	712円 26円(短期)	1,068円 39円(短期)
看護配置加算Ⅰ (1ヶ月につき)	916円	1,832円	2,748円
看護配置加算Ⅱ (1ヶ月につき)	712円	1,424円	2,136円
認知症加算Ⅱ (1ヶ月につき)	906円	1,812円	2,718円
認知症加算Ⅳ (1ヶ月につき)	468円	936円	1,404円
若年性認知症利用者受入加算 (1ヶ月につき)	814円 458円(予防)	1,628円 916円(予防)	2,442円 1,374円(予防)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1ヶ月につき)	介護保険料の 18,3%	介護保険料の 18,3%	介護保険料の 18,3%

*上記の介護サービス費、加算に対して地域区分(岡山市7級)10.17円を算定しています。

端数計算により多少の誤差があるのでご了承下さい。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録機関に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終日」とは、以下の日をさします。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。(下記(2)ア・イ参照)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

①初期加算(1日につき) 要支援・要介護の方 共通

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については初期加算として加算分の自己負担が必要となります。30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

又、要介護⇄要支援と変更となった場合にも算定いたします。

②認知症加算(1ヶ月につき) 要介護の方 対象

主治医の意見書により認知症老人の日常生活自立度判定のレベルに応じた認知症加算の自己負担が必要になります。

③介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1ヶ月につき) 要支援・要介護対象の方 共通

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等の取組みを行う事業所に加算が算定されます。加算額は各利用者の要介護度や加算減算額により異なります。

④総合マネジメント体制加算(1ヶ月につき)要支援・要介護対象の方 共通

利用者の心身の状況又は家族等の取巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能居宅介護計画の見直しを行っており、地域の多様な活動に参加

できるように地域住民との交流や行事の参加を行っています。

⑤サービス提供体制加算Ⅲ（1ヶ月につき）要支援・要介護対象の方 共通

小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の割合が[※]60%以上で個別の研修計画を実施、技術指導の会議を定期的に開催しています。

⑥若年性認知症利用者受入加算 要支援・要介護対象の方 共通

若年性認知症(40歳から60歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)小規模多機能型介護を行った場合に算定します。

⑦看護職員配置加算(1ヶ月につき) 要介護の方対象

看護職員について手厚い人員体制を取っている場合に算定します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア、提供する食事に要する費用です。

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金： 朝食:335 円、昼食:610 円、おやつ:75 円、夕食:540 円

イ、宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 1,310 円

ウ、医療機関への送迎について、ケアプランに沿って包括費用で対応は可能ですが、院内同行は基本的に行えません。(実施地域以外の病院送迎は基本的に行えません)

※実施地域は、岡山市南区域です。

エ、オムツ代(パッド・紙パンツ・紙オムツ等)

各種類、各サイズ S サイズ ~ LL サイズ 枚/(実費) 円

オ、レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただきます。

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、原則として当施設の指定する金融機関(トマト銀行のみ)の利用者口座からの引き落とし(毎月18日)とさせていただきます。その場合の口座引き落とし手数料(55円程度)の負担もお願いいたします。その他のお支払い方法を希望される場合はご相談させていただきます。

(4)利用の中止、変更、追加

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせ提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。ただし、事業所の体制により対応が出来ない場合があります。

☆(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヵ月ごとの包括費用(定額)のため、

サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。

(2)の介護保険の対象外のサービスについて(食事代)

(食事代) 利用予定日の 10 時 00 分までにキャンセルの申し出があった場合	食事代については、キャンセル料は発生しません。
(食事代) 利用予定日の 10 時 00 分以降にキャンセルの申し出があった場合	食事代については、その日に予定されていた対象となる部分の食事代をいただきます。

☆ 医療機関に入院された場合、入院月の翌月末までに退院の見通しが見つからない場合には、基本的に契約を解除します。再度、利用される場合には再契約が必要となります。(その時の登録者の人数により受け入れが出来ない場合もあります)

(契約終了を行わない場合には、介護保険分の包括費用が発生する場合があります)

(5)小規模多機能型居宅介護計画および介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口(担当)

「職名」 管理者 岩崎 幸恵 連絡先電話 086-201-5005

○ 第三者委員による苦情受付

民生委員 妹尾 健二 連絡先電話 086-296-4521

○ 受付時間 9:00~17:00

(2)行政機関その他苦情受付期間

○岡山県社会福祉協議会 電話番号 (086)226-3507

○岡山市事業者指導課 通所事業者係 電話番号 (086)212-1013

○岡山県国民健康保険団体連合会 電話番号 (086)223-8811

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供

状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員
小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開 催：隔月で開催(2ヶ月に1回)

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8、非常火災時の対応

非常火災時には、別途を定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

岡山南消防署への届出日：平成19年9月28日

防火管理者：植木 賢治

＜消防用設備＞

- ・自動火災報知機
- ・非常通報装置
- ・誘導灯
- ・ガス漏れ探知機
- ・非常用照明
- ・消火器
- ・スプリンクラー設備

＜地震、大水等災害発生時の対応＞

☆自治体の地域防災計画との関係も考慮します。

・事業所の対応について

①自然災害発生時について、事業所が行う措置にご協力をお願いします。

なお、台風などでの暴風警報などの送迎に危険と事業所が判断した場合、事業所を休業させていただきます。

②事業所が行う定期または臨時の避難誘導訓練に参加、ご協力をお願いします。

③避難が必要となる災害発生時には、第一藤田小学校に避難をします。避難時には家族で利用者の迎えをお願いします。

9. サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

○他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

○所持金品は、自己の責任で管理してください。

○事業所内でのご利用者同士の金銭や食べ物等のやりとりはご遠慮下さい。

○事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

○藤田荘小規模家族会に入会をお願いします。(任意)

○訪問の際はペットをケージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。

○サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行わないでください。

○ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除する場合があります。

* ハラスメントにあたる行為((三菱総合研究所発行(厚生労働省補助事業)「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」抜粋)

身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為(職員が回避したため危害を免れたケースを含む) 例:コップをなげつける。たたく。蹴る。唾を吐く。など
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。 例:怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。刃物を胸元でちらつかせる。「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する。など
セクシャル ハラスメント	意に添わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為。 例:必要もなく手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。など

10. 事故発生時の対応

- ア 利用者に対する小規模多機能居宅介護の提により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
- イ 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ウ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11. 緊急時における対応方法

- ア サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他の緊急事態が生じた時には、速やかに家族に連絡などの措置を講じます。
- イ 主治医との連携並びに指示が得られなかった場合には、家族と協議をして受診などの適切な対応をいたします。
- ウ 流行性感染症の対応についてのご利用に当たっての留意事項
 - ①利用者または家族は、体調の変化、異常があった際は事業所職員にご一報ください。
 - ②熱がなくても、以下の場合はサービスを利用できません。
 - ・過去に発熱し、解熱後 24 時間経過していない時
 - ・風邪症状がみられる時、咳・嘔吐の症状がみられる時
 - ・その他の感染症が疑われる時、看護師が中止の必要があると判断した時
 - ③サービス利用中に発熱したなどの風邪症状がみられた場合は、利用を中止させていただきます。
 - ④新型コロナウイルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎、結核、又は食中毒等施設内感染予防とそのために事業所が行う措置にご協力をお願いします。なお、事業所内での感染が疑われる場合には、必要に応じた日数、事業所を休業させていただきます。

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<施設協力医療機関>

松山胃腸科外科

岡山市南区松浜町 16-11

12. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害などのおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険性が及ぶことが考えられるときには、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること

意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

- ①緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられる場合に限りします。
- ②非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止する事が出来ない場合に限りします。
- ③一時的・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. 虐待防止について

事業所は、利用者などの人権の擁護・虐待防止などのために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- ①成年後見人制度の利用を支持します。
- ②苦情解決体制を整備しています。
- ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修などを通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ④個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑤従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者などの権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

14. 守秘義務について

サービスを提供する上で知り得た利用者または、その家族に関する情報を正当な理由なく第三者に洩らしません。しかし、介護計画書作成・およびサービス担当者会議・医療連携などに介護保険等に関する情報については提供する場合もあります。

指定小規模多機能型居宅介護サービス、または指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、利用者に対して契約書および本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

(事業 者)

所在地 岡山県岡山市南区2662-2
事業所名 藤田荘小規模多機能型居宅介護事業所
管理者 岩崎 幸恵 印

(説 明 者)

職 名 _____

氏 名 _____ 印

契約書および本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅 介護サービス、または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

(利 用 者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(家 族 (代 理 人))

住 所 _____

(続 柄) _____

氏 名 _____ 印